

令和7年3月30日実施

問 題

【憲法】

1 いわゆる出会い系サイトの利用により、児童が児童買春、青少年保護育成条例違反等の犯罪被害にあう事案が急増したことが社会問題となっていたことを背景として、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘因する行為の規制等に関する法律（以下、「本法」という。）が制定された。

本法は、インターネット異性紹介事業を定義した上で（2条2項）、同事業を行おうとする者は事務所の所在地を管轄する都道府県公安員会に所定の事項を届け出なければならない旨を定め（7条1項）、その届出をしないで同事業を行った者は6月以

下の懲役又は100万円以下の罰金に処する旨を定めている
(32条1号)。

2 Xは自宅に設置されたサーバコンピュータを利用して。「A」と称する電子掲示板（以下、「本件サイト」という。）を運営・管理していた。

Xは、互いに認識のない、女性と男性との間での交際を求め る者を対象として、その求めに応じてサービスを提供することを方針として本件サイトを運営しており、本件サイトの掲示板には「都内在住の34歳の主婦です。学生時代のようにドキドキワクワクする連絡がしてみたいです。メールから始めて、少しづつ親交が深められればいいなって思ってます。」等の内容のメッセージが投稿されていた。

また、本件サイトでは、その機能上掲示板に書かれた記事に対して返信記事を投稿することで、記事の投稿者と電子メールの交換を行うことが可能であった。

Xは、本件サイトを運営するにあたって、県公安員会に届出 をしていなかつたところ、Xの本件サイトの運営行為は本法3
2条1号、7条1項に該当するとして起訴された。

問 Xの立場から憲法に基づく主張を述べた上で、これに対する反論及び関連する判例を踏まえあなた自身の見解を述べなさい。

参考条文

＜インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律＞

第一条 この法律は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、インターネット異性紹介事業について必要な規制を行うこと等により、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に資することを目的とする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 児童 十八歳に満たない者をいう。
- 二 インターネット異性紹介事業 異性交際（面識のない異性との交際をいう。以下同じ。）を希望する者（以下「異性交際希望者」という。）の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようとする役務を提供する事業をいう。
- 三 インターネット異性紹介事業者 インターネット異性紹介事業を行う者をいう。
- 四 登録誘引情報 提供機関 第十八条第一項の登録を受けた者をいう。

⋮

第七条 インターネット異性紹介事業を行おうとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を事業の本拠となる事務所（事務所のない者にあっては、住居。第三号を除き、以下「事務所」という。）の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届け出なければならない。この場合において、届出には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 当該事業につき広告又は宣伝をする場合に当該事業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が二以上ある場合にあっては、それら全部の呼称）
 - 三 事業の本拠となる事務所の所在地
 - 四 事務所の電話番号その他の連絡先であって国家公安委員会規則で定めるもの
 - 五 法人にあっては、その役員の氏名及び住所
 - 六 第十一条の規定による異性交際希望者が児童でないことの確認の実施の方法その他の業務の実施の方法に関する事項で国家公安委員会規則で定めるもの
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該インターネット異性紹介事業を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があったときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして事務所を変更したときは、変更した後の事務所の所在地を管轄する公安委員会）に届け出なければならない。この場合において、届出には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。
- ⋮

第十二条 インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業を利用して禁止誘引行為が行われていることを知ったときは、速やか

に、当該禁止誘引行為に係る異性交際にに関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができないようにするための措置をとらなければならない。

2 前項に定めるもののほか、インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業を利用して行われる禁止誘引行為その他の児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

第十三条 インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は他の法令の規定に違反したと認める場合において、当該違反行為が児童の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該違反行為が行われた時における当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

第十四条 インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関し第八条第二号に規定する罪（この法律に規定する罪にあっては、第三十一条の罪及び同条の罪に係る第三十五条の罪を除く。）その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で政令で定めるものに当たる行為をしたと認めるときは、当該行為が行われた時における当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 インターネット異性紹介事業者が第八条各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、当該インターネット異性紹介事業の廃止を命ずることができる。

第十六条 公安委員会は、第七条から前条まで（第十二条第二項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、インターネット異性紹介事業者に対し、その行うインターネット異性紹介事業に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項の規定による届出をしないでインターネット異性紹介事業を行った者
- 二 第九条の規定に違反した者
- 三 第十三条又は第十五条第二項第一号の規定による指示に違反した者

表

試験科目	受験番号	フリガナ	
憲法		氏名	

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
講師：弁護士 山中 佑介
質問：yy.lawyer1@gmail.com
2025.3.30実施 憲法

憲
法
1
頁

- 1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

憲
法
2
頁

- 23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44

(注意事項)

1 答案用紙の種類
本答案用紙は、憲法の答案用紙です。
行政法の答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申し出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。
なお、試験時間中に答案用紙の取扱いに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください。（試験時間終了後の答案用紙の取扱いの申出には一切応じません。）。

2 答案用紙の取扱い
答案用紙の取扱い、追加配布はしませんので、汚したり曲げたりしないでください。

3 答案作成上の注意
(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って書き進めてください。なお、解答欄の枠外（着色部分及びその外側の余白部分）に記載した場合には、当該部分は採点されません。
(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記載することとし、これ以外で記載した場合には、無効答案として零点となります。
(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が數行にわたる場合は斜線で1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。
(4) 答案用紙の表裏を書き進めて答案を作成した場合には、表が白紙の時には「裏から記載」、それ以外の時は「裏から記載」とだけ、試験時間中に表の解答欄に記載してください。（試験時間終了後に記載することは認めません。）
(5) 答案用紙の※印の欄には何も記載しないでください。
解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案は無効答案として零点となります。

4 その他
解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案は無効答案として零点となります。

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
講師：弁護士 山中 佑介
質問：yy.lawyer1@gmail.com
2025.3.30実施 憲法

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

明治大学法曹会 司法試験予備試験演習（憲法）

弁護士 山中佑介

令和7年3月30日実施

レジュメ

第1 出題趣旨

本問は、インターネット異性紹介事業者に、届出義務を課すことの憲法適合性を問う問題です。

憲法の問題の検討の順序や考慮要素の整理に資すると考え出題しました。

素材は最高裁平成26年1月16日大法廷判決です。

第2 本問の分析（答案構成）

1 問題の把握（規制内容（制限の内容）の把握）

（1）表現の自由に対する制約と考える？

インターネット異性紹介事業における表現の内容に着目した規制
(事業者の表現の自由の制約、投稿者の表現の自由に対する制約) ア

（2）（広義の）集会結社の自由に対する制約ととらえる余地

（3）営業の自由に対する制約としてとらえる？

精神的自由権に比べて憲法上の保障が弱め（or 裁判所の審査密度が低め）
→違憲を主張するXの立場としてあえてこの権利で構成する理由がない。違憲を主張する立場として不適当か…

[ここに入力]

※上記検討を踏まえ、参考答案では（1）の表現の自由に絡むの問題として構成。

2 規制の程度の検討

（1）本法の内容

- ・本法1条 規制の目的＝児童の健全な育成

※立法事実＝児童が児童買春等の性犯罪被害にあう
事案が急増し社会問題になっていること

- ・本法7条（インターネット異性紹介事業を行おうとする者に対して公安員会への届出義務）

- ・本法13条（公安員会による指示）本法14条1項、2項（事業の停止、事業の廃止命令等）

↓

- ・本法14条1項による刑罰（6月以下の懲役、100万円以下の罰金）

3 審査基準の検討

（1）規制の程度

ア 規制の程度が強い方向に考える要素

- ・表現内容に着目した規制
- ・自己実現の価値との連関性
- ・刑罰によって届け出義務を担保

… e t c

[ここに入力]

イ 緩やかに考える方向に働く要素

- ・許可制などではなく何なる届出制
- ・届出事項の内容＝本法 7 条であり届出事項の内容は相当程度限定されている。
- ・届出義務を課すことによって表現行為そのものが制約されるわけではない。

… e t c

(2) 審査基準

上記要素を勘案して設定。

※よど号ハイジャック記事抹消事件判決、堀越事件を念頭に

4 あてはめ

(1) 立法目的の分析

立法目的＝児童の健全な育成（本法 1 条）

より具体的には児童を犯罪被害から保護すること

立法目的が重要なものであることは明らか

(2) 規制の関連性（必要性、相当性）

ア 必要性

- ・立法事実＝児童が児童買春などの性犯罪に遭う事案の急増。 →規制の必要性が高い
- ・本法＝事業開始時に届出事項を把握することを要求している。

[ここに入力]

上記立法目的を達成するうえで、事業開始時点に届出をすることは実効性を確保するための必要性が高い。

イ 相当性

・罰則により届出義務を担保しているが、そもそも届出事項が

相当程度限定されたもの

↓ すなわち

本法 7 条の届出義務の内容

氏名名称等（1 項 1 号）

事業に使用する呼称（1 項 2 号）

事務所所在地（1 項 3 号）

事務所の電話番号その他の連絡先等（1 項 4 号）

役員の氏名、住所（1 項 5 号）

↓

届出を要する情報はいずれも他の事業を行う上でも通常公開されるような事項（商業登記簿等）

↓ 届出義務履行の負担は小さい（負担の程度の小さい届出さえすれば不利益処分を受けない）

[ここに入力]

- ・本法 7 条による届出義務を課すこと自体により、事業者のサイト上のメッセージや、投稿者のメッセージが制約されるわけではない（直接的な制約ではない）。

↓

確かに、成人同士の異性交際にかかわる情報の授受まで制約を受ける要素は想定されるが、上記のとおり規制の程度自体が必ずしも強度のものではない。

また、規制の必要性の高さに鑑みて、刑罰（本法 14 条 1 項）による制裁があったとしても、なお規制手段としての相当性を逸脱しない。

※関連判例

●よど号ハイジャック記事抹消事件判決（）

＜罰則規定の合憲性判断＞

「罰則規定の目的のために制限が必要とされる程度と、制限される自由の内容及び性質、具体的な制限の態様及び程度等を較量して決せられるべき」

●堀越事件判決（最高裁平成 24 年 12 月 7 日第 2 小法廷判決）

参考答案

1 Xの主張

Xとしては、以下のとおり、本法が憲法21条1項で保障されている表現の自由を侵害し違憲であり無効であるから無罪である旨主張することが考えられる。

(1) Xは「A」と称する電子掲示板において、異性紹介事業をインターネット（以下、「本件事業」という。）営んでいる。

本件事業は、異性交際に関する情報の伝達の要素を含み、かかる異性交際に関する情報伝達の自由（以下、「本件自由」という。）は、憲法21条の表現の自由（ないし広義の集会結社の自由）で保障される。

(2) 本法は、第7条で一定の事項につき届出を義務付け、かかる届出をしない場合には、本法13条による「指示」や、刑罰が科されうる（かかる規制につき、以下「本件規制」という。）。

すなわち、本件規制に従い届出をしなければ適法に本件事業を営むことができない。

したがって、本件規制は、憲法21条1項で保障されている本件自由を制約している。

(3) 本法は、異性交際に係る情報という、表現の内容に着目した純然たる表現内容規制である。表現の内容規制は自由な情報の流通そのものを遮断するものであって、本件自由に対する制約の程度が強い。

また、本件自由は、他者と自由に情報を交換し、その過程で事故のパートナーを発見し交流をすることができるという活動にかかわるものであり、自己実現の観点からも重要であり十分に保護されなければならない。

しかも、本件規制は、刑罰によって届け出義務の履行を強力に担保している。

このように、本件届出制の規制の程度は極めて強度なものであるといえ、本法の違憲性は厳格に審査されなければならず、規制の目的が必要不可欠の公共的利益であり、手段において必要最小限度のものでなければならない。

- (4) 本法は、規制目的において、児童買春その他の犯罪から児童を保護し、児童の健全な育成を資することを目的としており、規制目的の不可欠性は認められる。

しかしながら、規制手段において、刑罰によって担保された届出義務を課すことは、規制手段としての必要最小限度性を逸脱していることは明らかである。

よって、規制手段が必要最小限とは到底いうことはできないため、本法は憲法21条1項に違反し無効である。

2 反論

- (1) 本件規制は、表現の内容規制であるとはいえ、届出義務自体によって、ウェブサイトへの書き込み等が制約されるものではない。このため、純粋な表現内容規制と同様に厳格な審査をすべき理由はない。
- (2) また、表現内容規制の内実を有するとしても、届出が義務づけられる事項は必ずしも秘匿性の高いものではない。
- (3) さらに、本件自由の内実は、出会いを求める男女のメッセージに係るものであり、表現の自由の保障の趣旨に鑑みれば、要保護性が比較的弱いといえる。
- (4) したがって、本件規制の程度は緩やかなものであり、中間的な審査基準を採用すべきであるところ、本件届出制の目的は重要であり、手段が相当なものであることは明らかである。

よって、本件届出制は憲法21条1項に反さない。

Xは有罪である。

3 私見

(1) 本件規制と表現の自由の保障

本件自由は、他者に自己の思想を伝達するものあり、憲法21条1項の表現の自由の一環として保障される。

本件規制がこれを制約するものであることは明らかである。

(2) 規制の態様とあるべき審査基準

本件規制は異性交際に関する情報という性質に着目しており、表現の内容に着目した規制である。

もっとも、検察官が主張する、本件自由の要保護性云々は、本件自由は表現の自由の内在的な価値のうち、自己実現に関連するものであるところ、自己実現との関係で本件自由がどの程度重要性があるかを判定することは困難であり、また裁判所がこれを判定すること自体不適当であるから採用することはできない。

他方で、本件規制は、届出により表現の内容自体を直ちに規制するものではない。

また、本件届出をしない場合は刑罰が科されるおそれがあるが、これも、届出をしない場合の事後的なものに過ぎない。

このような諸点を考慮すれば、違憲審査の基準は厳格な審査基準によるべきではなく、必要性の基準（中間審査基準）によって判断すべきである。すなわち、規制の目的が重要なものであって、規制手段が規制目的と実質的関連性を有すものであれば、憲法21条1項に違反しない。

(3) あてはめ

ア 規制目的

本件届出制の規制目的は、「児童買春その他の犯罪から児童を保護」

しもって「児童の健全な育成」を図ることにある。

性犯罪は、被害者に肉体的な被害を与えるだけでなく、(PTSD) 等

の精神的に回復困難な被害を与えるものである。

特に、心身未発達な児童が性犯罪にさらされることは、児童に、回復困難な深刻な被害をあたることは明らかであって、規制の目的の重要性は優に認められる。

イ 規制手段の相当性

(ア) 本件届出制で届出を義務付けられる事項は、代表者の氏名や、事業を示すものとして使用する呼称や事務所の所在地、電話番号など(本法第7条参照) 必ずしも、秘匿性が強いものではない。また、かかる届出をするために、届出をする者に何らの経済的な出捐を伴うものではなく、届出義務の履行は比較的容易であり、届出によって生じる不利益の程度は相当小さい。

(イ) また、問題のある事業者に対する指示を行う上で本法7条の程度の情報は最低限把握することが必要なものに限られている。

(ウ) また、本件届出義務を履行しない場合、刑罰による制裁(本法32条)の可能性があるとはいえ、上記のとおり比較的容易に届出義務の履践をすることができる。

さらに言えば、本件規制の目的は、前述のとおり児童を性犯罪から保護するという極めて重要な目的に基づくものであるが、性犯罪による被害は1度被害にあってしまった場合、精神的肉体的な打撃は実際のところ回復することができないものである。

したがって、本法の程度の刑罰を科すことは、規制目的や、保護しようとする利益の内容に照らして均衡がとれていることは明らかである。

(エ) これら諸点を考慮すれば、本法の規制手段はなお目的を達成するうえで必要最小限度性を逸脱していないというべきである。

(4) 結論

よって、本件規制は憲法21条1項に違反しない。

Xの主張は認められない。

以上

最優秀答案

法意

卷之三

回答者:K・Yさん

第1 Xの主張はな?

1 本法32条第1号、7条以降はXの条件等の規定の為に阻むものとする。実証(以下略) 2 条約の表現の自由を以て保有された場合等の自由が成立する。 1) ネットを運営・管理し、桂賀等のことは、どのうはサイトも見ても改変したり、技術者の財産の性質を出さない限り、起業したと、人など。 (以下略) 2) 本法32条第1号及び7条以降は届出の行為をめぐらすに付して懲役又は罰金(2处のもの)の適用を免れたり、判決から6年以内に小字。 3) 是政の自由は、自己実現の価値を有する方であり、ネットを運営したうえで、自己の人格を発展させることをもつてある。また、表現の自由は12.規制(2段)で差額が結果的に何とかなつたのである。このうち、これらは是政の自由には重要な役割である。また、本法(子1-9-3)と異性別事実(1)の場合は金子の届出を認めたり、ソラネクト黒川の二つやうの①自然化(必要不可欠)でなく、②手段や目的の達成のための手段のものでない場合は(小字)と書かれてる。 7 本法は是政の他の犯罪行為から見直しを保護し、かつ、既存の健全な構成に資するとしている(不法行為)。本法は兒童教育や犯罪撲滅のための手段としての本法の地位を明確にする。しかし、これが本法の本筋(問題)は起因となるもの(子1-9-3)異性別事実の原因ではあるが、その本筋の原因は明確に

明治大学書院 司法試験予備試験問題集解説会

（1）政治の問題の原因には、個人的、個別的、組織的、社会的、政治的、経済的、文化的等がある。（①不充足）。

個人的：自己代表の不適切さでも、本法典は備考などに記載されており、届出不急の場合は、届出を促進するためには、届出の方法を規定する（②不充足）。

2. 17. 2nd, 2. 本法典は、民族の自由を保護したこと、2. 21. 1stを反して考慮せめた。

第2回 論文「私法は公法である」

1. (1) 本法典は、公法であることを強調する立場から、星官・監査官の権限を規定した。星官・監査官の権限は、自己代表の偏重によるものであつたが、民法の自由と公法の権限との間に反論されてしまう。

2. 本法典は、(2) 国主政は、星官・監査官の権限を規定したが、(3) しかし、サムライは、自己代表の偏重を有するものであった。そこで、他の星官・監査官の権限の不公平に不利に響くことは多かった。サムライの星官・監査官の事業では、公法の権限の規定が、本法典の規定よりも多くなった。星官・監査官の権限は、公法として規定してあるが、その権限は、星官・監査官の権限を規定するものとして供給された。

2. (1) 届出を多くする（個人）が、課金をするからではなくて、サムライの星官・監査官の権限は、公法の規定によるものである。

トモハ、おまえの仕事は、おまえの仕事だ。おまえがやるんだから、おまえがやめなさい。

(2) ~~是の自由自在~~ が付毛の運営、管理(?)と自己の個性と
親選擇(?)面を別)、自己的人格開拓(?)等との「子と母の
重要な不協調」といふ。ところが、~~は~~「子」、「母」
は各自して既存の「母」、「子」の外に、母の「母」、子の「子」
が生れる(?)異性系の「母」、「子」(?)現象である。管理(?)
が「子」と「母」(?)現象をもたらす「母」、「子」現象。

事前検査でほどの事後検査で、子とおもむろに接觸をしたのが原因だ。

丁 沈嘉秋看竹紙單子未還 12月6日
付: 18高工 金德昌 | 德金代付 3-2-17 65222

出食心系廿八人，利。用(28)引食的問題，(28)引食的問題，(28)引食的問題。

出食、系サトウ保因(子孫ニセル)、出食(系サトウ(子孫))

卷之三

1. 電前本來是沒有電的，現在有了電之後，生活上方便多了。以前沒有電的時候，晚上只能點油燈，很不方便。有了電之後，晚上可以用電燈，還可以看電視、玩遊戲，生活品質大大提升了。

TPC 里官等在本年八月廿四日知照。因本處屬地化罪之本來
由閩呈控。據此六月廿二日。將該犯送交本院審理。即行定
議。本院于本年三十二号。七月十六日。將該犯送交本院審理。
本院合意。酌准前項。

117 117 117 117 117